

令和5年11月27日

県内の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の
確認に伴う「野鳥監視重点区域」の指定について

11月27日、茨城県笠間市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、環境省が発生農場の周辺10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。当該区域内の野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11月26日(日) ・死亡鶏に異常が認められる旨の通報を受け、当該鶏について簡易検査を実施したところ陽性を確認
- 11月27日(月) ・当該鶏について遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認
・環境省が発生農場の周辺10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定

2. 対応

今後、「野鳥監視重点区域」内における野鳥の監視を強化します。

当該区域内において、野鳥の異常の監視や野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした鳥類調査等を実施する予定です。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
- (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県環境政策課HP (<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)

【今シーズンの全国での高病原性鳥インフルエンザ発生状況】(11月27日15時 環境省更新 現在)

- ・野鳥 : 1道5県 25件発生
- ・家きん : 2県 2件発生 ※うち本県1件

【今シーズンの県内における鳥インフルエンザ発生状況】

- ・家きん

| | 発生地点 (市町村) | 簡易検査 結果判明日 | 遺伝子検査による 疑似患畜確定日 | 防疫措置 完了日 | 野鳥監視重点区 域指定日 | 野鳥監視重点区 域解除日 |
|-----|---------------|---------------|---------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 1例目 | 笠間市 | 11/26 簡易陽性 | 11/27 | — | 11/27 | 未定 |